

県立体育センター物品貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立体育センター（以下、「体育センター」という。）の物品の貸し付けに関して、神奈川県財務規則第177条、第178条及び普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年3月31日条例第78号）第8条に基づき、必要な事項を定めるものとする。ただし、体育センター事業及び施設内で使用する場合は、この限りではない。

(対象)

第2条 この要綱でいう物品とは、体育センターが管理する備品及び消耗品のことをいう。

2 この要綱による物品の貸し付けは、別表「県立体育センター物品貸付要綱にかかる無償基準について」より、物品の借り受け目的が無償貸付に該当するものを対象とする。

(貸付の方法)

第3条 物品の借り受けを受けようとする者は、神奈川県立体育センター所長（以下、「所長」という。）あてに様式1号「物品貸付申請書」を提出する。

(貸付の可否)

第4条 前条の申請があった場合、所長はその内容を検討し、問題がないと判断した場合は申請者に対して貸付の決定を様式2号「貸付決定通知書」により通知する。なお、内容を検討した結果貸付を行わないと決定した場合については、様式3号「貸付不決定通知書」により通知する。

(期間)

第5条 貸付の期間は会計年度（4月1日から翌3月31日）を越えることはできない。

(搬送)

第6条 貸付に伴う搬入搬出の経費は、借り受けた者が負担する。

(物品の取扱い・事故等について)

第7条 物品を借り受けた者は、最善の注意を払って物品を使用しなければならない。

2 物品を借り受けた者が、物品の使用中に事故があった場合であっても、体育センターに損害を請求することはできない。

3 物品を借り受けた者は、借り受けた物品に毀損、破損及び故障等の事故があった場合には、借り受け者の責任で原状に復するものとする。その場合の経費は借り受け者が負担する。

4 前項において、原状復帰までの期間に体育センターが当該物品を事業で使用する場合には、借り受け者は、同等の性能を有する物品を用意し、体育センター事業に支障が出ないようにしなければならない。その場合の経費は借り受け者が負担しなければならない。

(その他)

第8条 貸付物品の管理は、物品使用者が行う。

2 その他この要綱に定めのないことは、関係条例・規則等の規定により処理する。

附 則

この要綱は、平成18年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

県立体育センター物品貸付要綱にかかる無償基準について

No.	貸付の種類	内 容
1	無償貸付	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が体育・スポーツ事業を実施するために利用する場合の貸付。 2 公共的団体が県の進める生涯にわたるスポーツ推進に寄与する体育・スポーツ事業を県民を対象として実施するために利用する場合の貸付。 3 公立学校が児童又は生徒を対象とした体育・スポーツ事業を実施するために利用する場合の貸付。
2	時価よりも低い額での貸付	<ol style="list-style-type: none"> 1 体育・スポーツの推進を図ることを目的とする公共的団体で県又は市町村の区域を単位として設立されたものが県民又は地域住民を対象とした体育・スポーツ事業を実施するために利用する場合の貸付。 2 県内の大学及び高等専門学校が学生を対象とした体育・スポーツ事業を実施するために利用する場合の貸付。